

渋谷区

令和8年4月スタート

こども誰でも 通園制度



POINT①

こども誰でも通園制度＜渋谷区版＞とは？

- ◆ 就労要件を問わず柔軟に利用可能
- ◆ 月64時間まで（国が定める全国共通の月10時間の利用枠＋区上乗せ枠月54時間）利用可能
※3歳の誕生日の前日以降は、区上乗せ枠月54時間のみ
- ◆ 1時間300円程度で利用可能（都内在住者は原則無料）

POINT②

対象者

- ◆ 保育所や保育事業を利用して
いない未就園児
（0歳6か月～2歳児クラス）

POINT③

利用期間・時間

- ◆ 利用期間
原則2か月以上
（最長令和9年3月31日まで）
- ◆ 利用時間
1日最大8時間まで（施設による）



お問合せ

渋谷区役所 保育課保育管理係 TEL：03-3463-2483

▼渋谷区ポータル

令和8年度こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

検索



利用の流れ

STEP 1



乳児等給付認定の申請（オンライン申請）

こども誰でも通園制度の利用前に、乳児等支援給付認定が必要です。
右記二次元コードより、申請が可能です。



-----申請から10営業日程度

乳児等給付認定・総合支援システムのアカウントの発行

区より、認定証および総合支援システムのアカウントを発行します。
※総合支援システムは令和8年4月1日運用開始予定です。運用開始前に申請された方には、3月末ごろにアカウントを発行します。

私立園・認証保育所

STEP 2



こども誰でも通園（面談含む）の申込

私立園・認証保育所をご希望の場合は、誰でも通園（面談含む）の申込をしてください。

※総合支援システムにてお申込みください。

公立園

STEP 2 の申込

乳児等給付認定の発行後、実施施設へ利用の申込をしてください。

締切：毎月10日締切

（10日が休日の場合は直前の平日）

結果通知：同月中旬頃

STEP 3

利用契約



保育園と利用契約を結んでください。

結果通知



区で利用調整後、実施施設により結果を通知します。

※後日、区より承諾書を送付します。

STEP 4

検診



各実施施設指定の医師の受診をお願いします。

STEP 3

面談の申込



実施施設と電話で調整してください。

調整後、総合支援システムにて入力をお願いします。

STEP 4

検診



各実施施設指定の医師の受診をお願いします。

利 用 開 始